１．事業計画の基本方針

我が国の農業経営を取り巻く状況は、新型コロナウイルス感染症からの経済回復による国際的なエネルギー需要の増加、ロシアによるウクライナ侵攻に端を発した国際情勢の変化や穀物需要の増加などにより、燃油・飼料・肥料を始めとする資材価格が高騰し、生産コストの上昇等から依然厳しい状況が続いております。

令和６年１月に発生した能登半島地震では多くの農業者が被災し、その後も全国各地で地球温暖化による猛暑や降雨などの災害が発生するなど、農業者の経営努力だけでは避けることのできないリスクに対するセーフティネットへの需要が年々高まっております。

このような状況の中、農業共済は、幾多の自然災害等に対して共済金の早期支払いや損害防止活動により、被災した農業者の経営再開・営農継続を強く支援し、収入保険は自然災害のほか市場価格の低下等、あらゆるリスクに対応することにより、農業経営と地域経済の安定に大きく貢献しております。

令和７年度は、組合設立４年目となりますが、農業共済綱領に掲げている「いつも農家のことを考えて働こう」を今までもこれからも第一義とし、全ての農業者にセーフティネットを提供するため、加入推進並びに適切な損害評価を実施してまいります。

本年度もこれまで組合員から得た信頼をより強固なものとするため、農業者とのつながりを深め、ガバナンスの強化、コンプライアンスの実践等に取り組み、業務運営の効率化や運営基盤の強化を図り、農業共済並びに収入保険（以下、農業保険と称します）の定着と加入率の向上を目標に円滑な事業運営に努めてまいります。さらに、積極的な人材育成による職員スキルの均衡化を目指すとともに活力ある職場風土を構築し、組合員へのサービス向上に努めてまいります。

また、本年度は合併時に掲げた組織運営の課題である、旧組合ごとに異なっていた賦課金設定方法を見直し、将来的な賦課金単価統一に向けて、賦課方法を改定し地域間の賦課金格差を圧縮します。併せて、財務健全化を図るため８センターへと移行し、組合員との接点を維持しつつ、業務プロセスの見直しによる業務集約を進め、管理会計により業務量を把握することにより、職員の適正配置と組織機構のスリム化に努めてまいります。

さらに、診療所の財務健全化を目的として、研修所、石狩管内及び空知管内の診療エリアを併合し、人的資産の有効活用による業務効率化と経営基盤の安定化を図ります。他の地域においても業務量等に応じた技術職員の適正配置をすすめるとともに、診療区域の再編等による効率的な診療体制の構築と財務健全化を検討してまいります。

以上のことを踏まえ、本年度においては、次の事項を柱として取り組みます。

（１）農業保険の加入率向上によるセーフティネットの拡充
（２）農業保険の適正実施
（３）損害防止事業等の実施
（４）コンプライアンス態勢及びガバナンスの強化による執行体制の整備
（５）組織運営基盤の安定化と強化
（６）管理会計導入による組合運営改善に向けた取り組み

（１）農業保険の加入率向上によるセーフティネットの拡充

自然災害、収入減少等のリスクが発生した際の地域のコミュニティ維持を支援するため「無保険者を無くすこと」を目標に加入推進に取り組んでまいります。

農業保険への加入要件を整理した農業者リストを活用し、農業者の方へ制度の仕組みについて丁寧に説明を行うとともに、掛金、共済金等の試算も行いながら継続加入の維持と新規加入の拡大を図ってまいります。

また、未加入要因の緻密な分析による加入推進方策の構築と加入意思の全戸確認を実施するとともに、地区別懇談会及びＮＯＳＡＩ部長会議等を通じ、農業保険の理解浸透を図ってまいります。

特に、加入率が高位に達していない地域については、戸別推進を基軸に未加入者へ一層の制度理解を促進することで加入推進に取り組むとともに、ＪＡ等の関係機関と密接に連携を取りながら、加入率の底上げを図り、農業保険を円滑に推進する効果的な協力体制を構築してまいります。

ア．農作物共済

（ア）補償の充実を図るため、水稲品質方式及び全相殺方式への移行と最高補償割合、最高金額の選択を推進してまいります。

（イ）水稲について、白色申告者であっても税申告関係書類による全相殺方式への加入が可能なことから、半相殺方式から全相殺方式への移行を積極的に推進してまいります。

イ．家畜共済

（ア）農業者リストを基に有資格者及び頭数を把握し、継続加入の維持及び死亡廃用共済と疾病傷害共済の同時加入を推進してまいります。

（イ）未加入者については、災害が発生しても経営を持続できるように経営リスク全般の備えとして、農業者のニーズに合った加入方式（事故除外方式など）を提案し、推進してまいります。

（ウ）牛、馬についても画像による死亡畜の事故確認を推進していることから、防疫上、現地確認できないことを理由に引受けできなかった未加入者の加入推進を図ってまいります。

ウ．果樹共済

（ア）栽培実態及び面積を的確に把握し、りんごは半相殺減収総合短縮方式の加入推進を行うとともに、全相殺減収方式及び地域インデックス方式を積極的に推進してまいります。ぶどうは災害収入共済方式について継続加入を含め推進し、災害収入共済方式の加入要件に該当しない農業者に対しては、全相殺減収方式への加入推進を行い、新規加入の拡大を図ってまいります。

また、樹体共済は、果樹経営支援対策事業の小規模園地整備等を申請する場合、農業保険への加入が要件化されており、特に醸造用ぶどうの新規就農者が活用する場合が多いことから、ＪＡ及び市町村等との連携を強化し、加入拡大を図ってまいります。

（イ）青色申告を実施している農業者に対しては補償割合の高い収入保険への加入を推進し、白色申告者に対しては果樹共済の加入を推進するとともに青色申告への移行を推進してまいります。

（ウ）危険段階別掛金率の一般改定年にあたり、加入者には丁寧な説明を行い、継続加入を推進してまいります。

エ．畑作物共済

（ア）補償の充実を図るため「小豆・いんげん全相殺方式」への移行と最高補償割合・最高金額の選択を推進してまいります。

（イ）継続加入を維持するとともに、加入率の低い地区については、戸別推進の実施等により、新規加入の拡大を図り、加入率向上を目指してまいります。

（ウ）危険段階別掛金率の一般改定年にあたり、加入者には丁寧な説明を行い、特に掛金が大きく増高する組合員にあっては、収入保険との掛金等の比較を示し、継続加入または収入保険への切り替えを推進してまいります。

オ．園芸施設共済

（ア）有資格者及び棟数を的確に把握し、復旧費用及び撤去費用に加え、付保割合の追加特約及び小損害不填補特約等、農業者個々のニーズに沿った加入方式を丁寧に説明するとともに集団加入割引等を積極的にＰＲし、継続加入の維持及び新規加入の拡大を図ってまいります。

また、施設内農作物加入者で青色申告を実施している加入者に対しては、収入保険への移行を推進してまいります。

（イ）ＪＡ等関係機関との協力体制をより強固にし、地域全体で加入推進に取り組むことを目的に、状況に応じて定例的に役職員による加入推進協議会を各拠点で開催してまいります。

（ウ）農林水産省が提供する農林水産省共通申請サービスを利用し、加入者がパソコンなどから園芸施設共済の手続きを行う「インターネット申請」の普及やそのサポートに取り組んでまいります。

カ．保管中農産物補償共済

（ア）収穫共済の加入推進と併せて保管中農産物補償共済について周知を図ってまいります。

（イ）保管中農産物について、ＪＡ共済等の類似保険への加入状況を確認し、農業者にとってメリットのある加入を推進してまいります。

キ．農業経営収入保険

（ア）農業者リストを基に、農林水産省の助言や関係機関等の協力を得ながら、継続加入の維持と未加入者への戸別訪問等による新規加入の拡大に努め、農業保険未加入者には農業共済と併せ、効率的かつ積極的に加入推進を行ってまいります。農業共済に加入する青色申告者には、収入保険に加入するメリットが大きい場合は収入保険への移行を積極的に推進してまいります。また、農林水産省が提供する農林水産省共通申請サービスを利用し、加入者がパソコンなどから収入保険の手続きを行う「インターネット申請」の普及やそのサポートに取り組んでまいります。

（イ）センター及び支所を含めた全道レベルの「収入保険推進協議会」を開催し、加入推進方針や方策を策定するとともに、関係機関等に対し加入推進の協力要請を行います。また、収入保険加入支援事業を有効活用し加入者の拡大を図ってまいります。

（ウ）補償の充実のため、最高補償割合・最大支払率の選択を推進してまいります。

令和７年度加入計画　６，５５０経営体

合計	みなみ東部	みなみ西部	道央空知	道央上川	道央宗谷留萌	十勝	ひがし	オホーツク
6,550	941	1,270	1,443	2,084	154	110	35	513

（２）農業保険の適正実施

コンプライアンス基本方針に基づき、法令・要綱等を遵守し、職員個々が制度研修会等を通じて制度の理解を深めるとともに、ガバナンスを強化し、農業保険の適正な実施に取り組んでまいります。

また、ＪＡ等集荷取扱業者に対して売渡数量等データの早期提示協力を求め、共済金の早期支払いに努めてまいります。

なお、加入推進等を通じて農業共済のニーズを確認し、未実施品目及び引受方式等の追加導入の検討を実施してまいります。

ア．農作物共済

（ア）経営所得安定対策に係る畑作物の直接支払交付金の交付状況を確認するとともに、農業再生協議会と密接な連携を図り、引受けの誤り防止に努めてまいります。

（イ）作柄、被害概況調査を実施するとともに、突発災害においても関係機関等と連携のうえ概況把握に努めてまいります。

（ウ）半相殺方式について、作物の熟期を的確に把握した損害評価日程に配慮し、実測調査の適正実施に努めてまいります。

（エ）被害が既に判明している引受全耕地を転作した組合員及び一筆全損耕地又は一筆半損耕地を有する組合員については、共済金の仮渡しを都度実施してまいります。また、災害の発生状況に応じて、共済金の仮渡しを早期に実施することを検討してまいります。

イ．家畜共済

（ア）事務取扱要領に基づいた適正な「個体評価基準」を定め、適正な価額の範囲で引受けに努めてまいります。

（イ）事故発生状況を分析し、情報の共有を図るとともに損害防止に努めてまいります。

（ウ）損害認定準則に基づく適正な損害評価を実施するとともに、廃用認定基準や免責基準等により公正公平な取扱いに努めてまいります。

（エ）病傷事故診断書等の審査を実施し、病傷給付基準に基づく適正な取扱いに努めてまいります。

（オ）職員実務研修等を通じて事務処理、病傷給付及び廃用認定の適正な実施に努めてまいります。

ウ．果樹共済

（ア）作柄の把握と関係機関等からの情報収集及び出荷団体の協力を得て共済事故の早期把握に努めてまいります。

（イ）りんご地域インデックス方式の損害評価については、適切な被害申告の実施を組合員に依頼し、迅速かつ適正な損害評価及び共済金の早期支払いに努めてまいります。

（ウ）樹体共済について、統一的な現地評価を実施するため、樹体共済の損害評価の取り扱いに基づき、迅速かつ適正な損害評価及び共済金の支払いに努めてまいります。

エ．畑作物共済

（ア）経営所得安定対策に係る畑作物の直接支払交付金の交付状況を確認するとともに、農業再生協議会と密接な連携を図り、引受けの誤り防止に努めてまいります。

また、畑作台帳を整備のうえ連作の有無及び作付け基準に基づいた輪作体系を確認し、引受けの適正化を図ってまいります。

（イ）作柄・被害概況調査を実施するとともに、突発災害においても関係機関等と連携のうえ概況把握に努めてまいります。

（ウ）半相殺方式について、作物の熟期を的確に把握した損害評価日程に配慮し、実測調査の適正実施に努めてまいります。

（エ）被害が既に判明している引受全耕地を転作した組合員及びてん菜特定被害組合員については、共済金の仮渡しを都度実施してまいります。

また、災害の発生状況に応じて、共済金の仮渡しを早期に実施することを検討してまいります。

オ．園芸施設共済

（ア）施設の設置状況や被覆実態に基づいた異動通知を依頼し、適正な引受けに努めてまいります。

（イ）適正な損害評価と早期修復による施設内農作物保全のため、速やかな損害通知の報告を依頼し、迅速な損害評価を行ってまいります。

カ．保管中農産物補償共済

事務取扱マニュアルに基づき、適正な引受け及び損害評価の適正実施に努めてまいります。

キ．農業経営収入保険

（ア）ＮＯＳＡＩ全国連との業務委託契約の遂行に際しては、秘密保持基準に則り、適正業務の実施に努めてまいります。

（イ）職員を対象に研修会を開催し、実務知識向上及び秘密保持等の正しい理解に向けて努めてまいります。

（ウ）加入者には、つなぎ資金の貸付制度を十分に説明し、保険金等の支払いが見込まれる場合は、制度を有効に活用できるよう努めてまいります。

ク．損害評価会の運営方策

農業共済の適正運営を期するため、必要の都度、損害評価会及び各部会を開催し、農畑作物共済、家畜共済、果樹共済及び園芸施設共済の各部会に対

しては、損害評価の適正化、損害認定、事故の取扱い及び損害防止についての意見を求めてまいります。

＜部会の開催計画＞

区　　分	委員数	開　　催　　計　　画
農畑作物共済部会	16名	農作物及び畑作物損害評価高の審議（７月・12月・３月）
家畜共済部会	10名	家畜個体評価基準及び廃用家畜肉皮等残存物価額基準単価等についての審議（11月）
果樹共済部会	４名	果樹損害評価高の審議（６月・12月）
園芸施設共済部会	４名	園芸施設共済事故に対する審議（３月）

（３）損害防止事業等の実施

農業生産過程で発生するリスクを捉え、当該リスクの低減と組合事業運営の安定化に資するため、防除等機械貸付事業及び家畜損害防止事業を円滑に進めるほか、関係機関等と連携強化を図りながら損害防止事業と人工授精事業を実施してまいります。

ア．農作物共済・果樹共済・畑作物共済・園芸施設共済関係

農業保険加入者が行う農産物の病害虫による損害の未然防止と安全で高品質な農産物の生産性向上等のため、組合が定める「防除等機械貸付規則」に基づき損害防止事業を行ってまいります。

＜貸付計画＞

区　　分	機　　種　　等	令和７年度計画	
水　　稲	水稲自走式動力噴霧機	１台	5,790千円
	水田除草用ラジコンボート	３台	3,080千円
	田植機（防除等の機能を有するもの）	－	－
麦・畑作物	麦畑作走行式動力噴霧機	６台	65,076千円
	株間精密除草機	１台	1,248千円
水稲・麦畑作物	融雪剤散布機	１台	2,860千円
	レーザーレベラー	１台	3,839千円
	無人航空機（無人ヘリ及びドローン）	３台	7,128千円
園芸施設	園芸施設用除雪機	２台	8,994千円
	園芸施設用動力噴霧機	－	－
その他	土壌改良材散布機	２台	13,200千円
	ラジコン動噴	１台	901千円
合　　計		21台	112,116千円

イ．家畜共済関係

（ア）特定損害防止事業

繁殖障害、乳房炎、周産期疾患、牛伝染性リンパ腫、新生子異常を対象

に、総事業費 505,760 千円の事業計画を策定し、特定損害防止事業実施要領に基づき適切に実施します。

（イ）一般損害防止事業

積立金及び家畜診療所勘定繰越剰余金の状況を勘案のうえ、感染症を対象に総事業費 50,000 千円の事業計画を策定し、疾病の未然防止、拡大防止に努めてまいります。

なお、財務状況により事業費の変更があり得ることを了承願います。

ウ．人工授精事業（一部地域を除く）

組合員の経営安定と生産性向上を図るため、家畜の育種改良・増殖に積極的に取り組み安定した子牛生産に努めてまいります。

（４）コンプライアンス態勢及びガバナンスの強化による執行体制の整備

農林水産省が示す「農業共済団体に対する監督指針」を踏まえ、組織運営の透明性とガバナンスの強化による内部牽制機能が十分に発揮できる体制づくりに努めてまいります。

ア．組織運営体制

（ア）総代会

業務報告書、事業計画書を承認する意思決定機関として通常総代会を令和７年５月 30 日に開催いたします。

また、必要に応じて臨時総代会を開催いたします。

（イ）理事会

組織運営並びに制度及び事業の適正実施を期するため、定款及び理事会運営規則に基づき理事会を定期的に開催してまいります。

また、理事会の下に設置した各種専門委員会で、部門ごとの課題を検討してまいります。

（ウ）監事会

組合の健全な運営を期するため、組合財産の状況及び理事の業務執行状況について、定款及び監事監査規則に基づき的確な監査を実施してまいります。

具体的には、定時監査として５月に決算監査、10 月に中間監査を実施し必要に応じて臨時監査を実施してまいります。

イ．コンプライアンス態勢の強化

組合員からの信頼に応えるため、法令、定款、諸規則等に沿った業務運営の実行に向け、コンプライアンス規則の遵守と毎年度定めるコンプライアンスプログラムの確実な実践に努めてまいります。

ウ．事務執行体制

本所については参事統括のもと、総務部に人事部を統合し、総務、農作、家畜の３部と総合企画室並びに内部監査室の２室体制とします。

また、統括センターにおいては、広範囲を統括していたみなみ統括センターを「みなみ東部センター」「みなみ西部センター」の２センターに、道央統括センターを「道央空知センター」「道央上川センター」「道央宗谷留萌センター」の３センターにそれぞれ再編し、執行体制の迅速化を図ってまいります。

なお、新設する５つのセンター（みなみ東部、みなみ西部、道央空知、道央上川、道央宗谷留萌）はみなみ東部に２支所、みなみ西部に２支所、道央空知に３支所、道央上川に２支所、道央宗谷留萌に１支所を配置します。

さらに、江別市に設置している研修所を獣医療研修センターとし、人事部から本所家畜部へ移管し、獣医師の研修施設の拠点に位置付けるとともに、周辺のみなみ統括センター石狩北部及び石狩南部家畜診療所、道央統括センターの南空知及び空知家畜診療所の診療エリアを統合し、その効果を活かした診療体制を実施してまいります。

なお、３つの統括センター（十勝、ひがし、オホーツク）は、十勝統括センターに６支所、ひがし統括センターに６支所、オホーツク統括センターに３支所を配置し、支所の下に家畜診療所及び出張所を置いた従前同様の執行体制で臨んでまいります。

（５）組織運営基盤の安定化と強化

将来にわたり安定的な組合運営に資するため、農業保険の普及と定着に向けた不断の取り組みに配意するとともに、事業運営に係るリスク管理を徹底し、適切な事務処理及び職員の育成に努めながら、組織運営基盤の強化を図ってまいります。

ア．ＮＯＳＡＩ部長及び損害評価員との連携

組合員とＮＯＳＡＩ役職員のパイプ役として、各地域にＮＯＳＡＩ部長を委嘱し、引き続き各地域でＮＯＳＡＩ部長会議を開催し、共済事業の推進、その他日常の組合業務の連絡協調を図ってまいります。

また、各地域に損害評価員を任命し、地域の損害評価を適正かつ円滑に実施してまいります。

イ．広報広聴活動体制の整備及び広報媒体の効果的活用

農業保険の普及・定着に資するため、組合広報紙を定期的に発行するほか、ホームページ、農業共済新聞並びにＳＮＳ等広報媒体ごとの特性を活かし、制度改正の動向、組合の運営状況等の情報を発信し、ＮＯＳＡＩの活動内容を理解してもらうよう努めてまいります。

また、地区別懇談会の開催、組合員や地域の集団等への勉強会・研修会等の地域に根付いた活動を適時開催し、組合員との接点を維持・強化できるよう努めてまいります。

ウ．リスク管理体制の強化

組合の業務遂行に影響を与えるリスクを把握し、役職員全てがリスク管理の担い手であることを認識したうえで、適切なリスク管理に努めてまいります。

また、会計や業務運営の適正実施に係り、内部監査室による内部監査を実施し、内部牽制機能の強化を図ってまいります。

エ．人材育成及び人事評価

人材育成ビジョンを明示し、求められる人材像に向けて、人事評価制度、職場内研修（ＯＪＴ）及び外部研修（ＯＦＦ－ＪＴ）を組み合せながら、中長期的に職員の育成に努めてまいります。

また、職員個々の能力や実績等を把握し、適正なジョブローテーションをもって適材適所の人事配置に努めてまいります。

オ．情報システムの効果的な運用

情報資産を適正に保護、管理するため情報セキュリティポリシーに基づき、情報処理管理体制及び各種セキュリティ対策強化のため、24時間365日、専門的知識を有する者が監視するセキュリティオペレーションセンター（ＳＯＣ）に引き続き業務委託することにより、マルウェア及びサイバー攻撃等から組合が有する重要な情報を守ってまいります。

各事業システムにおいては、ＮＯＳＡＩ協会が進めているインターネットを使用したシステム（Ｗｅｂ化）の開発に人的な協力を行い、将来的に効率的かつ合理的な事務処理を目指します。また、業務の的確な遂行に資するため、学習管理システム、電子決裁システム及び就労管理システム等を運用し、必要に応じてシステムの適正な改修及び導入に努めてまいります。

カ．家畜診療所の運営

家畜診療所運営規則に基づき地域家畜診療施設の拠点として診療業務、人工授精業務及び損害防止活動を実施し、家畜衛生並びに酪農・畜産農家の経営安定の支援に努めてまいります。

そのために、畜産関係団体との連携や、講習・研修会等への参加等を通じて技術職員の知識と技術の向上に努めてまいります。

また、家畜診療所が地域で果たす社会的役割を踏まえ、組合員の多様なニーズに応えるべく、国と北海道に協力を願い、通信機器を用いた遠隔診療技術を応用した診療の拡充と定着による家畜診療所の効率的な運営を図ってまいります。さらに、生産獣医療への取り組みを強化するとともに、健全な運営に向け診療所収支の検証を行い経費節減に努めてまいります。

新規獣医師の採用確保については、臨床実習を中心としたインターンシップを実施するほか、インターネットやＷｅｂ面談、ＳＮＳ等を有効利用し、地域農業や職場の魅力を発信するとともに、獣医学系大学と積極的に連携を図り、志望学生の確保に努めてまいります。なお、獣医師に加え、人工授精師、産業動物看護師を採用し、診療体制の整備に努めてまいります。

キ．「未来へつなぐ」サポート運動の積極的展開

全国のＮＯＳＡＩ団体が推進する「未来へつなぐ」サポート運動の更なる展開を図るため「安心を全ての農家に届けよう」の運動目標のもと、行動スローガン「より身近に、より丁寧に、農家のもとへ」を実践するとともに、農業共済と収入保険を一体的に普及推進し、すべての農業者に安心のネットワークを広げてまいります。

ク．余裕金の運用

国が示す指導事項を遵守した余裕金運用基本方針を策定したうえで、定期預金及び有価証券による余裕金の運用を行い、定期預金については共済金支払資金とし、利息収入を目的とした有価証券については償還年度別の償還額及び債券種別の構成（ポートフォリオ）に配意するなど、安全性と換価性を最優先とした運用に努めてまいります。

ケ．国事務費負担金等の確保

農家負担の軽減に繋がる共済掛金国庫負担金等及び農業保険の円滑な運用に必要な国事務費負担金等の国予算確保に向け、全国のＮＯＳＡＩ団体と連携し要請に努めてまいります。

（６）管理会計導入による組合運営改善に向けた取組み

組合経営では、とりわけ家畜診療所が厳しく、この経営改善が喫緊の課題となることから、建設計画等の見直しによる建設引当金の縮減を再検討し、さらに診療所ごとの収支を定期的に分析し、改善方策を検討することを目的に管理会計の本格導入を進めてまいります。

この管理会計を取り入れた組織機構の改革及び改定賦課金の検討結果に基づく各部署の業務職員の適正配置、家畜診療所においては業務量と診療所収入に基づく診療所職員の適正配置を実施する中、永続的にサービスが提供できるように業務プロセスを改善してまいります。また、中長期計画を都度見直しすることで、組合運営の改善に努めてまいります。

ア．中長期計画の推進

昨年度末に策定した組合の財務健全化、ガバナンスの強化及び業務プロセスの効率化を見据えた中長期計画をもとに、推進してまいります。

（ア）機構改革

みなみ統括センターの業務拠点を２拠点、道央統括センターについては３拠点とした全道８センター化によるガバナンスの強化及び業務プロセスのさらなる効率化に努めてまいります。

研修所、石狩及び空知管内の家畜診療所を統合した獣医療研修センターを設置し、全道の獣医師、人工授精師と産業動物看護師の育成、研修及び業務支援の拠点とするとともに安定した診療所経営に努めてまいります。

また、他の地域においても業務量等に応じた技術職員の適正配置を進めるとともに診療区域の再編等による効率的な診療体制の構築と財務健全化を検討してまいります。

（イ）管理会計の導入と職員の適正配置

現在進めている管理会計の本格導入により各拠点の採算を的確に把握することで農業保険、獣医療及び家畜人工授精業務に支障を来たさないよう業務量、賦課金及び家畜診療所収入に見合った職員配置の実現に努めてまいります。

（ウ）サービスの質を向上

定期的な人事異動と拠点間の応受援により、サービスの質を向上してまいります。

（エ）建設引当金の縮減

昨今の建設費高騰により、再建築に必要な経費として積み立てている建設引当金が増高することから、建設計画等を継続的に見直すことにより建設引当金の縮減に努めてまいります。

イ．事務費賦課金単価の改定

事務費賦課金単価の統一は、最低単価に合わせることは組織運営上厳しい状況にあることから、第一段階として賦課方法の変更によるセンター間の賦課単価格差の圧縮を行ってまいります。既に農作物共済の７年産麦（秋まき）

より改定賦課金を適用しておりますが、他の共済事業につきましては令和７年４月１日以降に責任開始する引受けに適用することから、丁寧に説明を行い周知してまいります。

ウ．診療諸料金等の基準

診療諸料金等の基準は、令和６年度に改定された診療点数表に基づいて改正するとともに、組合員のニーズに合わせ生産支援事業の内容と料金体系を一部見直してまいります。

令和８年度以降の診療諸料金は、診療区域の再編と併せて収支改善状況を確認しながら、適宜見直しを検討してまいります。

エ．職員の採用

令和９年度までに業務職員の退職者数は多く見込まれますが、業務勘定収支状況に応じた人員の採用に努めてまいります。また、技術職員にあっては獣医師及び人工授精師に産業動物看護師を加えた診療所体制について検討し、必要最低限の人員数を毎年度採用することに尽力し、採算に見合った適正な人員配置に努めてまいります。

オ．家畜一般損害防止事業の展開

家畜一般損害防止事業にあっては、積立金及び家畜診療所勘定繰越剰余金の状況を勘案のうえ、予算の範囲内でセンターごとに事業計画を策定し実施するとともに、引き続き一般損害防止事業のあり方の精査・検討に努めてまいります。

（７）予算統制

収支予算書に基づき、適正な予算執行を行い、常に経費の節減に努めるとともに収支の実態を把握し、財務の健全化及び効率的な運営を図るよう予算統制に努めてまいります。また、定款、経理処理要領、経理規則に基づき、適正な経理処理に努めてまいります。

（８）主な固定資産の取得、処分及び修繕の計画

【取得計画】

No.	統括センター／センター	支所等	種類	資産名	概算額	備考
1	みなみ東部	家畜高度医療センター	建物	職員住宅	25,000千円	
2	みなみ東部	家畜高度医療センター	建物	職員住宅	25,000千円	
3	道央上川	道央上川センター	構築物	駐車場アスファルト舗装工事	6,500千円	
4	道央宗谷留萌	道央宗谷留萌センター	建物	車庫（天塩職員住宅）	1,100千円	
5	道央宗谷留萌	道央宗谷留萌センター	建物	物置（天塩職員住宅）	880千円	
6	道央宗谷留萌	宗谷北部・南部家畜診療所	建物	物置×２棟	1,550千円	
7	道央宗谷留萌	宗谷北部家畜診療所	構築物	車庫物置前道路整地（砂利）	1,850千円	
8	十勝	陸別家畜診療所	建物	診療所増設（手術室）	373,050千円	令和6年度継続

【処分計画】

No.	統括センター／センター	支所等	種類	資産名	取得年月日	備考
1	みなみ東部	みなみ東部センター	建物	センター物置（実測試料調製所付）	平成25年7月31日	
2	みなみ東部	日高支所	建物	職員住宅（新ひだか町）	昭和51年3月31日	
3	みなみ東部	日高支所	建物	職員住宅（新ひだか町）	昭和51年3月31日	
4	みなみ東部	日高支所	建物	職員住宅物置（新ひだか町）	昭和51年3月31日	
5	みなみ東部	日高支所	建物	職員住宅（浦河町）	昭和54年9月19日	
6	みなみ東部	日高支所	建物	職員住宅（日高町）	昭和45年5月1日	
7	道央空知	道央空知センター	建物	書庫	昭和60年12月7日	
8	道央空知	道央空知センター	建物	物置	昭和61年7月10日	
9	道央上川	美瑛家畜診療所	土地	美瑛職員住宅敷地	昭和41年5月12日	令和６年度計画の順延
10	道央上川	美瑛家畜診療所	土地	美瑛職員住宅敷地	昭和44年11月24日	令和６年度計画の順延
11	道央上川	美瑛家畜診療所	建物	職員住宅（美瑛町）	平成4年8月14日	令和６年度計画の順延
12	道央上川	美瑛家畜診療所	建物	職員住宅（美瑛町）	平成4年8月14日	令和６年度計画の順延
13	道央宗谷留萌	留萌支所	建物	車庫（天塩職員住宅）	平成13年1月31日	
14	道央宗谷留萌	留萌支所	建物	旧留萌支所（留萌農業会館）	昭和50年11月30日	建物解体
15	道央宗谷留萌	留萌支所	建物	職員住宅（幌延町）	昭和53年8月10日	
16	道央宗谷留萌	留萌支所	建物	車庫（幌延職員住宅）	平成12年4月28日	
17	道央宗谷留萌	留萌支所	建物	物置（幌延職員住宅）	平成27年9月18日	
18	道央宗谷留萌	留萌支所	建物	車庫（問寒別職員住宅）	平成25年12月26日	住宅はJA幌延返却済み
19	道央宗谷留萌	宗谷南部家畜診療所	建物	物置（枝幸町職員住宅）	平成14年12月3日	
20	道央宗谷留萌	宗谷北部家畜診療所	建物	物置（豊富町）	平成15年7月18日	
21	十勝	浦幌家畜診療所	建物	事務所兼家畜診療所	平成元年12月1日	令和６年度計画の順延

【処分計画】

No.	統括センター／センター	支所等	種類	資産名	取得年月日	備考
22	十勝	浦幌家畜診療所	建物	事務所兼家畜診療所（トイレ改修）	平成27年10月19日	令和６年度計画の順延
23	十勝	浦幌家畜診療所	建物	事務所兼家畜診療所（女子更衣室増改築）	平成28年10月21日	令和６年度計画の順延
24	十勝	浦幌家畜診療所	建物	事務所兼家畜診療所（診療所プラットホーム改修	平成30年7月30日	令和６年度計画の順延
25	十勝	浦幌家畜診療所	建物	物置（9㎡）	昭和60年7月23日	令和６年度計画の順延
26	十勝	浦幌家畜診療所	建物	車庫（9㎡）	昭和60年7月23日	令和６年度計画の順延
27	十勝	浦幌家畜診療所	建物	車庫（28㎡）	平成3年9月17日	令和６年度計画の順延
28	十勝	浦幌家畜診療所	建物	車庫（34㎡）	平成13年8月27日	令和６年度計画の順延
29	十勝	浦幌家畜診療所	建物	車庫（87㎡）	平成13年8月27日	令和６年度計画の順延
30	十勝	浦幌家畜診療所	建物	物置（8㎡）	平成18年9月21日	令和６年度計画の順延
31	十勝	浦幌家畜診療所	構築物	枠場	平成4年10月30日	令和６年度計画の順延
32	十勝	浦幌家畜診療所	構築物	クレーンアーム	平成12年12月25日	令和６年度計画の順延
33	十勝	浦幌家畜診療所	構築物	看板	平成16年10月21日	令和６年度計画の順延
34	十勝	浦幌家畜診療所	構築物	パドック柵	平成24年9月21日	令和６年度計画の順延
35	ひがし	釧路中部支所	建物	旧釧路中部支所・旧標茶家畜診療所（標茶町）	昭和52年5月31日	令和６年度計画の順延
36	ひがし	釧路中部支所	建物	職員住宅（標茶町）	昭和59年3月30日	
37	オホーツク	オホーツク統括センター	土地	統括センター敷地（北見市）	平成20年7月3日	一部売却
38	オホーツク	佐呂間家畜診療所	建物	職員住宅(佐呂間町)	昭和62年10月3日	
39	オホーツク	佐呂間家畜診療所	建物	職員住宅(佐呂間町)	昭和62年10月3日	
40	オホーツク	佐呂間家畜診療所	建物	車庫(佐呂間職員住宅)	昭和62年12月28日	
41	オホーツク	佐呂間家畜診療所	建物	車庫(佐呂間職員住宅)	昭和62年12月28日	
42	オホーツク	佐呂間家畜診療所	建物	職員住宅(佐呂間町)	昭和63年12月1日	
43	オホーツク	佐呂間家畜診療所	建物	車庫(佐呂間職員住宅)	平成18年11月25日	
44	オホーツク	佐呂間家畜診療所	建物	物置(佐呂間職員住宅)	平成15年12月26日	

【修繕計画】

No.	統括センター／センター	支所等	種類	資産名	概算額	備考
1	道央空知	道央空知センター	建物	事務所改修工事	216,150千円	
2	十勝	十勝統括センター内全拠点	建物	事務所、診療所等LED化	156,900千円	
3	ひがし	根室西部・北部支所	建物	事務所、診療所等LED化	10,000千円	
4	ひがし	釧路東部支所	建物	GHP改修工事	17,100千円	
5	ひがし	根室南部支所	建物	GHP改修工事	27,500千円	
6	オホーツク	オホーツク統括センター	建物	事務所女子･男子トイレ増設改修工事	26,000千円	

別紙　組織機構図

北海道農業共済組合機構図

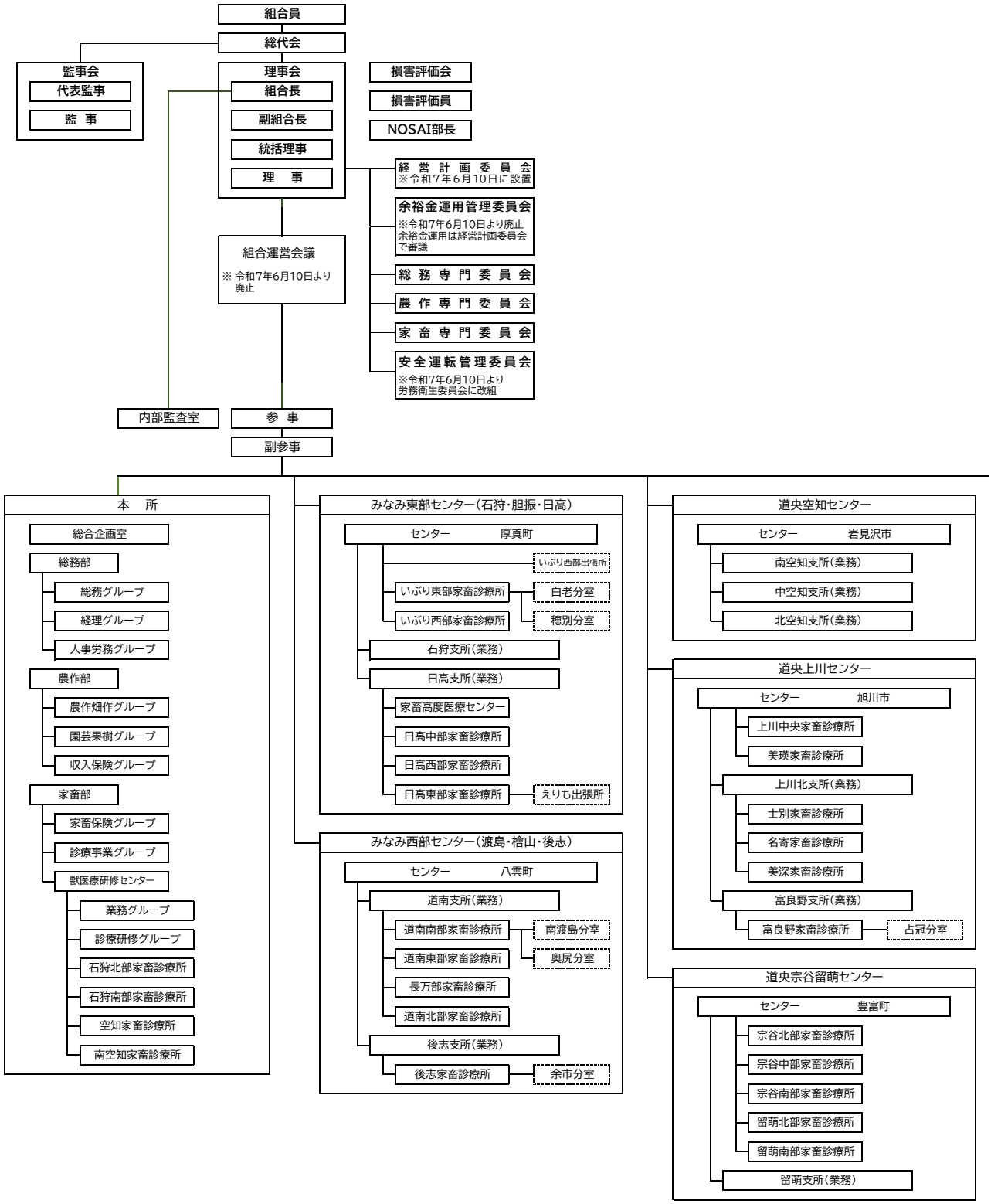

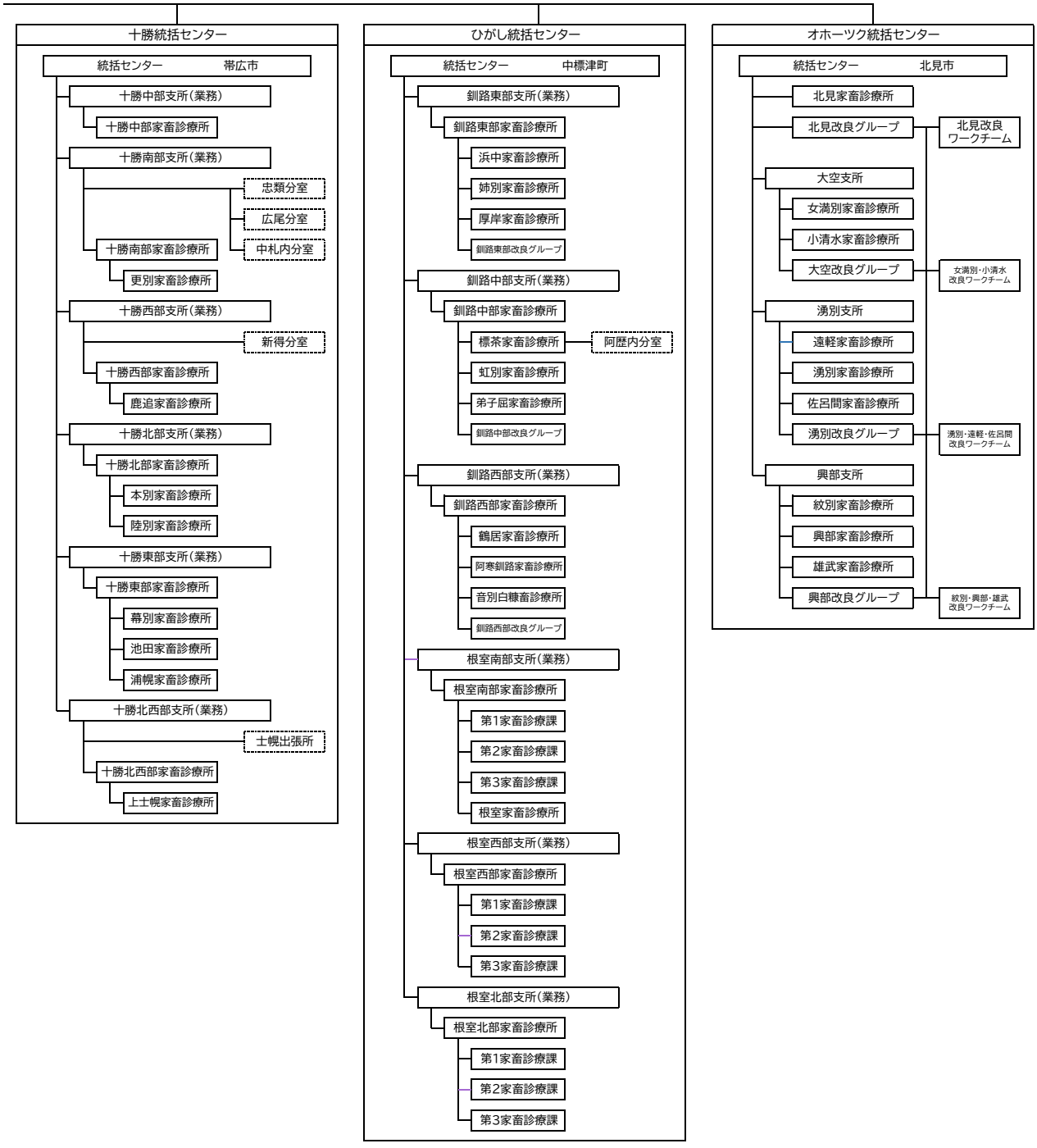
十勝統括センター
統括センター 帯広市
十勝中部支所(業務)
十勝中部家畜診療所
十勝南部支所(業務)
忠類分室
広尾分室
中札内分室
十勝南部家畜診療所
更別家畜診療所
十勝西部支所(業務)
新得分室
十勝西部家畜診療所
鹿追家畜診療所
十勝北部支所(業務)
十勝北部家畜診療所
本別家畜診療所
陸別家畜診療所
十勝東部支所(業務)
十勝東部家畜診療所
幕別家畜診療所
池田家畜診療所
浦幌家畜診療所
十勝北西部支所(業務)
士幌出張所
十勝北西部家畜診療所
上士幌家畜診療所
ひがし統括センター
統括センター 中標津町
釧路東部支所(業務)
釧路東部家畜診療所
浜中家畜診療所
姉別家畜診療所
厚岸家畜診療所
釧路東部改良グループ
釧路中部支所(業務)
釧路中部家畜診療所
標茶家畜診療所
阿歴内分室
虹別家畜診療所
弟子屈家畜診療所
釧路中部改良グループ
釧路西部支所(業務)
釧路西部家畜診療所
鶴居家畜診療所
阿寒釧路家畜診療所
音別白糠畜診療所
釧路西部改良グループ
根室南部支所(業務)
根室南部家畜診療所
第1家畜診療課
第2家畜診療課
第3家畜診療課
根室家畜診療所
根室西部支所(業務)
根室西部家畜診療所
第1家畜診療課
第2家畜診療課
第3家畜診療課
根室北部支所(業務)
根室北部家畜診療所
第1家畜診療課
第2家畜診療課
第3家畜診療課
オホーツク統括センター
統括センター 北見市
北見家畜診療所
北見改良グループ
北見改良ワークチーム
大空支所
女満別家畜診療所
小清水家畜診療所
大空改良グループ
女満別・小清水改良ワークチーム
湧別支所
遠軽家畜診療所
湧別家畜診療所
佐呂間家畜診療所
湧別改良グループ
湧別・遠軽・佐呂間改良ワークチーム
興部支所
紋別家畜診療所
興部家畜診療所
雄武家畜診療所
興部改良グループ
紋別・興部・雄武改良ワークチーム